

第26回  
日本非核宣言自治体協議会  
総会議案書

期日：2009（平成21）年5月19日（火）

場所：長崎ブリックホール国際会議場（長崎市）

日本非核宣言自治体協議会

## 目 次

総会・研修会日程	2
第1号議案関係	
2008（平成20）年度事業報告	3
2008（平成20）年度収支決算書	7
2008（平成20）年度特別事業準備基金収支決算書	8
第2号議案関係	
2009（平成21）年度事業計画(案)	9
2009（平成21）年度収支予算(案)	12
2009（平成21）年度特別事業準備基金予算(案)	13
第3号議案関係	
協議会規約改正について	14
第4号議案関係	
役員体制について	18
第5号議案関係	
第26回日本非核宣言自治体協議会総会決議(案)	19
第6号議案関係	
核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた活動について	20

## 第26回日本非核宣言自治体協議会総会・研修会日程

開会：平成20年5月19日（火）開会

会場：長崎ブリックホール国際会議場

5月19日（火）

総会 14時～15時30分（ブリックホール国際会議場）

1 開 会

2 会長挨拶

3 来賓挨拶

4 議 事

(1) 平成20年度事業報告・収支決算、監査報告について

(2) 平成21年度事業計画・収支予算について

(3) 協議会規約改正について

(4) 役員体制について

(5) 総会決議採択について

(6) NPT再検討会議に向けた活動について

(7) その他

5 親子記者事業参加者抽選

6 閉 会

研修会Ⅰ 15時45分～17時15分（ブリックホール国際会議場）

講演Ⅰ NPO法人ピースデポ事務局長 中村 桂子氏

テーマ 「北東アジア非核兵器地帯に関するNPT再検討会議準備委員会での活動」

休憩 16時25分～16時35分

講演Ⅱ 広島平和文化センター理事長 スティーブン・リーパー氏

テーマ 「平和市長会議の取り組み」

5月20日（水）

研修会Ⅱ 9時30分～11時

被爆・平和関連施設視察

コース① 平和公園・如己堂・浦上天主堂コース

コース② 旧長崎医科大学・山王神社コース

## 第1号議案

# 2008（平成20）年度 事業実施状況（報告）

## 1 協議会会員の加入及び脱退

加入自治体 （11自治体）

4月1日付	富山県富山市、三重県津市、茨城県潮来市
5月1日付	埼玉県行田市、大分県宇佐市、新潟県上越市
6月1日付	熊本県大津町
7月1日付	北海道安平町
8月1日付	北海道洞爺湖町
10月1日付	高知県土佐清水市
2月1日付	長崎県新上五島町

脱退自治体 （7自治体）

京都府宇治田原町、北海道深川市、茨城県取手市、愛知県津島市、  
兵庫県稲美町、宮崎県北郷町、大阪府箕面市

現在の会員自治体数 241（平成21年3月31日現在）

## 2 第25回日本非核宣言自治体協議会総会の開催

19年度決算・事業報告、20年度予算・事業計画、20年度役員体制、総会決議文の議案を決議した。また総会決議を採択した。

- ・開催日： 5月22日(木)
- ・開催地： 長崎ブリックホール国際会議場（長崎市）
- ・参加者： 63自治体（うち未加入の非核宣言実施自治体 4） 77人
- ・総会決議： 決議文を、国連事務総長・ジュネーブ軍縮局をはじめ核保有5カ国、インド、パキスタン、イスラエル、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国の在日大使、北朝鮮、国連北朝鮮代表部、駐日欧州委員会代表部並びに日本政府に送付した。

## 3 役員会等の開催

会長（1人）・副会長（5人）・幹事（18人）・監事（2人）によって構成される役員会を2回開催し、総会議題などの重要課題について協議を行っている。その第1回目を総会と同日に実施した。

また、19年度収支決算について会計監査を実施した。

(1)会計監査： 4月22日（火）（長崎市） 事務局・監事（高槻市・豊中市）

(2)第1回役員会： 5月22日（木）（長崎市） 21役員都市出席

(3)第2回役員会： 1月22日（木）（高槻市） 15役員都市出席

#### 4 非核宣言実施状況の調査

国内の自治体（1,852自治体）の宣言実施状況の把握、及び、自治体による宣言実施の促進を図ることを目的として、宣言実施の有無等について調査を行った。

- ・対象： 未非核・平和宣言自治体（未判明の自治体を含む）
- ・調査時期及び件数： 4月16日（412自治体）
- ・調査結果： 412自治体中262自治体より回答あり  
そのうち、49自治体が宣言の実施済みである回答を得た。

#### 5 協議会未加入自治体への加入案内等

協議会への加入を促進するために、宣言実施しているが協議会未加入の自治体に対して、加入案内を送付した。

- ・対象： 非核・平和宣言実施自治体のうち協議会未加入自治体
- ・案内時期及び件数： 4月18日（1,210自治体）
- ・その後も合併により発足した新自治体に対して、非核・平和宣言の実施依頼と協議会への加入案内を行っている。

#### 6 核兵器廃絶に関する情報や資料の収集及び普及

自治体の平和行政推進に係る参考資料とするため、書籍等を配布した。

(1)「核軍縮・平和2008」（NPO法人ピースデポ著）

- ・対象： 協議会会員
- ・配布時期及び件数： 8月28日（243自治体）
- ・9月以降の加入自治体へも配布した。

(2)「平和宣言（広島市）」、「長崎平和宣言」、「長崎平和宣言解説書」の配布

- ・対象： 全国の非核・平和宣言自治体（協議会会員を含む）
- ・配布時期及び件数： 9月18日（1,493自治体）

(3)平成20年度平和事業調査

会員自治体を対象に各自治体が行っている平和事業の実績を収集する。

- ・対象： 協議会会員
- ・調査時期及び件数： 10月3日（243自治体）
- ・調査結果（185自治体が平和事業実施）は協議会ホームページ上に発表。

#### 7 研修会の開催

平和行政に携わる職員の能力向上や、自治体の平和行政推進のために、研修会を年間2回開催しており、その第1回目を総会と併せて実施した。

## 第1回研修会

- ・開催日： 5月22日(木)～23日(金)
- ・開催地： 長崎ブリックホール国際会議場ほか(長崎市)
- ・参加者： 60自治体 74人
- ・内容： 講演Ⅰ 講師：NPO法人ピースデポ特別顧問 梅林宏道氏  
テーマ：「北東アジア非核兵器地帯の意義と可能性」  
講演Ⅱ 講師：被爆者 吉田勝二氏  
テーマ：「被爆体験の継承」  
被爆・平和関連施設視察(2コース)

## 第2回研修会

- ・開催日： 1月22日(木)
- ・開催地： 高槻市現代劇場(大阪府高槻市)
- ・参加者： 47自治体 61名
- ・内容： 核問題専門家等によるパネル討論会(兼 長崎市平和推進専門会議)  
テーマ：(1)核軍縮・不拡散の経過と現状  
(北朝鮮・インド・イランを含む)  
(2)オバマ新政権の核政策と世界への影響  
(3)2010年核不拡散条約(NPT)再検討会議の展望と被爆地の役割

## 8 各種事業の実施

### (1) ホームページによる情報発信

協議会ホームページ(<http://www.nucfreejapan.com/>)を運営し、協議会の各種事業、抗議文や要請文、各自治体の宣言文等の掲載を行っている。

### (2) 被爆クスノキ・被爆アオギリの苗木配布

協議会設立20周年事業として2002(平成14)年度から実施しており、被爆アオギリ(広島)・被爆クスノキ(長崎)双方の苗木を、要望があった自治体に配布している。

配布実績(17本)

- ・クスノキ 計6本 京都府宇治市 2本、長野県中川村 1本、神奈川県秦野市 3本
- ・アオギリ 計11本 京都府宇治市 2本、長野県中川村 1本、神奈川県秦野市 4本、広島県福山市 2本、大阪府高槻市 1本、南アルプス市 1本

### (3) 巡回原爆展の開催

協議会設立20周年事業として2003(平成15)年度から実施しており、原爆写真パネルを各ブロック幹事で保管し、要望があった自治体に貸出を行っている。

#### 巡回原爆展開催実績（16自治体）

北海道苫小牧市、北海道洞爺湖町、山形県山形市、秋田県湯沢市、宮城県美里町、東京都練馬区、東京都中野区、東京都西東京市、山梨県南アルプス市、三重県松坂市、愛知県武豊町、愛知県愛西市、大阪府豊中市、広島県福山市、大分県大分市、沖縄県南風原町

#### (4) 核実験等への抗議

核実験が実施された場合など、協議会長名にて抗議文を関係先へ送付しているが、今年度は該当事案がないため、これまでのところ抗議文の送付は行っていない。

#### (5) 親子記者事業の実施

会員自治体の小学生とその保護者10組を記者として募集し、被爆地の平和への取り組みを全国へ広めるとともに、核兵器廃絶と平和の願いの継承を図った。

今年度は、全国から385組の応募があった。抽選で選ばれた親子10組は、8月8日から10日にかけて長崎市内で行われた平和関連行事や被爆者などへの取材を行い、おやこ記者新聞として発刊。事業終了後、参加者は、首長表敬や学校での集会などでそれぞれ事業報告を行った。参加者の中には、地元で被爆体験紙芝居の読み聞かせを行ったり、全国子ども新聞や地元のメディアでおやこ記者体験談を伝える親子もあり、平和への取り組みは全国へ広がっている。

また、取材や記事の編集においては、地元のフリーライターやイラストレーターなどがボランティアとして参加、全国から訪れていた式典参加者や地元小学生、ピースフォーラム参加の中高生らとの交流もあり、市民レベルにおいても事業の広がりをみせた。

#### (6) 北海道原爆展の開催

広島市、長崎市、札幌市、非核協が共催し、北海道洞爺湖サミットに合わせて6月29日～7月10日まで札幌市役所内のホールで開催した。延べ4,000人以上が訪れ、メキシコ大使夫妻も来場するなど、札幌市民だけでなく、サミットに併せて札幌を訪れた大勢の外国人にも被爆の実相が伝えられた。

また、原爆展の開催期間中、会場や札幌市内の小中学校で、被爆者による被爆体験講話、平和案内人による被爆体験紙芝居が行われ、身近な話として多くの市民や子供たちが聞き入っていた。

#### (7) 北東アジア非核兵器地帯構想啓発事業

同事業の解説パンフレットを作成。会員自治体あて送付した。また協議会ホームページにも掲載予定。会員自治体が市民啓発用資料として利用できるようにする。

## 2008(平成20)年度収支決算書

(収入)

(単位:円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	決 算 ②	増 減 ①-②	備 考
1 分担金	10,760,000	10,760,000	10,752,807	7,193	(1)都道府県・政令指定都市 6 団体 × 80,000 = 480,000 (2)市(人口5万人以上)・特別区 123 団体 × 60,000 = 7,380,000 (3)市(人口5万人未満) 25 団体 × 40,000 = 1,000,000 (4)町・村 83 団体 × 20,000 = 1,660,000 (5)年度途中加入 3 団体 × 55,000 = 165,000 1 団体 × 20,000 = 20,000 1 団体 × 16,141 = 16,141 1 団体 × 15,000 = 15,000 1 団体 × 13,333 = 13,333 1 団体 × 3,333 = 3,333
2 基金繰入金	0	0	0	0	
3 雑収入	3,502,411	3,502,411	3,511,602	△ 9,191	
1 繰越金	3,499,411	3,499,411	3,499,411	0	平成19年度繰越金
2 利息	3,000	3,000	12,191	△ 9,191	預金利息
計	14,262,411	14,262,411	14,264,409	△ 1,998	(a)

(支出)

(単位:円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	決 算 ②	増 減 ①-②	備 考
1 総会経費	900,000	900,000	896,777	3,223	
2 役員会経費	2,800,000	2,600,000	2,328,012	271,988	第1回役員会(長崎市)開催 1,480,820 第2回役員会(大阪府高槻市)開催 751,172 会計監査(長崎市) 96,020 ※事業費へ流用 200,000円
3 研修会費	700,000	700,000	489,330	210,670	第1回(長崎市)開催 139,300 第2回(大阪府高槻市)開催 350,030
4 調査研究費	600,000	600,000	482,335	117,665	資料購入・配布及び調査関係費等
5 事業費	3,000,000	3,200,000	3,144,620	55,380	親子記者事業 1,971,156 ホームページ維持・更新費 423,360 クスノキ・アオギリ送料 20,662 北海道原爆展 309,566 巡回原爆展 257,891 北東アジア非核兵器地帯パンフ作成 161,985 ※役員会経費より流用 200,000円
6 事務経費	2,800,000	2,800,000	2,350,838	449,162	事務補助嘱託職員1人分報酬 1,335,977 社会保険料 423,223 協議会パンフレット作成、封筒等印刷費 365,925 インターネット、郵送料、電話回線使用料 222,513 タクシーチケット等 3,200
7 基金積立金	3,000,000	3,000,000	1,000,000	2,000,000	特別事業準備基金への積立金
8 予備費	462,411	462,411	0	462,411	
計	14,262,411	14,262,411	10,691,912	3,570,499	(b)

収入金額(a)	支出金額(b)	差引金額	
14,264,409	-	10,691,912	= 3,572,497 …平成21年度へ繰越



2008(平成20)年度 特別事業準備基金 決算書

(単位:円)

項 目	当初予算額	予算現額 ①	決 算 ②	増 減 ①-②	備 考
前年度末残高	14,453,240	14,453,240	14,453,240	0	
期間中取崩額	0	0	0	0	
期間中積立額	3,003,000	3,003,000	1,058,257	1,944,743	預金利息 58,257円、2008(平成20)年度 積立金 1,000,000円
当年度末残高	17,456,240	17,456,240	15,511,497	1,944,743	

2009（平成21）年度 収支予算・事業計画（案）

（ ）内は20年度予算額

《収入の部》

1 分担金	10,980千円	(10,760千円)
都道府県・政令指定都市 6団体、市・特別区 128団体、市（人口5万未満） 27団体、町・村 87団体（計248自治体）からの年間負担金収入		
2 基金繰入金	—	( — )
特別事業準備基金からの繰入金収入		
3 雑収入	3,585千円	(3,502千円)
前年度繰越金、利息等の収入		
収入予算額合計	14,565千円	(14,262千円)

## 《支出の部》

- 1 第26回総会の開催 900千円 (900千円)  
開催時期： 21年5月19日(火)  
開催場所： 長崎ブリックホール(長崎市)  
開催内容： 予算・事業計画、決算・事業報告、規約改正、役員体制等の審議・承認、決議ほか
- 2 役員会等の開催 2,800千円 (2,800千円)  
開催内容： 予算・決算・次期役員審議ほか
- (1) 第1回役員会(総会と同時開催)  
開催時期： 5月19日(火)  
開催場所： 長崎ブリックホール会議室(長崎市)
- (2) 第2回役員会  
開催時期： 22年2月頃  
開催場所： 長崎市
- (3) 会計監査  
開催時期： 4月23日(木)  
開催場所： 長崎原爆資料館(長崎市)
- 3 研修会の実施 700千円 (700千円)  
開催時期： 第1回 5月19日(火)(総会と同日)  
第2回 1月頃(役員会と同日)  
開催場所： 第1回 長崎市内  
第2回 長崎市内  
備考： 第2回研修会は長崎市で開催される地球市民集会ナガサキの開催に合わせて開催し、分科会の一つと位置付ける。
- 4 調査研究費 600千円 (600千円)  
未宣言自治体への宣言実施状況調査、及び未加入自治体への加入案内、参考図書購入・配布、未加入自治体等への勧誘、アンケート実施など

5 事業費 5,500千円 (3,000千円)

【継続事業】 3,000千円

ホームページによる情報発信、被爆アオギリ・クスノキの苗木の配布、巡回原爆展の開催、核実験等への抗議、親子記者事業など

【新規事業（案）】 2,500千円

(1) 手づくり原爆展 500千円

概要： 現在行っている巡回原爆展資料について、より小スペースでも展示できるように、資料内容やサイズの見直しを行い、新たに原爆展セットを作成。自治体に限らず、民間団体やNGOなどにも貸出を行う

(2) 姉妹都市原爆パネル展 500千円

概要： 会員自治体に海外姉妹都市での原爆展（パネル展）を呼びかけ、実施される場合には、原爆写真ポスター、ビデオ、写真集の提供・送付を行う

(3) 各種会議への支援事業 1,500千円

第7回平和市長会議総会  
第4回核兵器廃絶一地球市民集会ナガサキ

6 事務経費 3,500千円 (2,800千円)

事務局事務運営にかかる嘱託員人件費、郵送料、電話使用料、消耗品購入、事務協議のための旅費、手数料、パンフレット作成、加入案内用DVD作成、印刷製本費など

7 基金積立金 0千円 (3,000千円)

特別事業準備基金への積立金

8 予備費 565千円 (462千円)

支出予算額合計 14,565千円 (13,898千円)

## 2009(平成21)年度収支予算(案)

(収 入)

(単位:円)

項 目	予 算 額			備 考
	本年度 ①	前年度 ②	増 減 ①-②	
1 分担金	10,980,000	10,760,000	220,000	(1)都道府県・政令指定都市 6 団体 × 80,000 = 480,000 (2)市(人口5万人以上)・特別区 128 団体 × 60,000 = 7,680,000 (3)市(人口5万人未満) 27 団体 × 40,000 = 1,080,000 (4)町・村 87 団体 × 20,000 = 1,740,000
2 基金繰入金	0	0	0	
3 雑収入	3,585,497	3,502,411	83,086	
1 繰越金	3,572,497	3,499,411	73,086	平成20年度繰越金
2 利息	13,000	3,000	10,000	預金利息
計	14,565,497	14,262,411	303,086	

(支 出)

(単位:円)

項 目	本年度 ①	前年度 ②	増 減 ①-②	備 考
1 総会経費	900,000	900,000	0	
2 役員会経費	2,800,000	2,800,000	0	第1回役員会(長崎市)開催 1,600,000 第2回役員会(長崎市)開催 1,100,000 会計監査(長崎市) 100,000
3 研修会費	700,000	700,000	0	第1回(長崎市)開催 200,000 第2回(長崎市)開催 500,000
4 調査研究費	600,000	600,000	0	資料購入・配布及び調査関係費等 600,000
5 事業費	5,500,000	3,000,000	2,500,000	親子記者事業 2,000,000 ホームページ維持・更新費 500,000 クスノキ・アオギリ送料 100,000 巡回原爆展 400,000 手づくり原爆展・姉妹都市原爆パネル展 1,000,000 平和市長会議・地球市民集会参加負担金補助 (50都市程度補助) 1,500,000
6 事務経費	3,500,000	2,800,000	700,000	事務補助嘱託職員1人分報酬 1,500,000 社会保険料 500,000 協議会パンフレット作成、封筒等印刷費 400,000 インターネット、郵送料、電話回線使用料 300,000 消耗品等 300,000 加入案内用DVD作成 500,000
7 基金積立金	0	3,000,000	△ 3,000,000	特別事業準備基金への積立金
8 予備費	565,497	462,411	103,086	
計	14,565,497	14,262,411	303,086	

2009(平成21)年度 特別事業準備基金予算(案)

(単位:円)

項 目	予 算 額			備 考
	本年度 ①	前年度 ②	増 減 ①-②	
前年度末残高	15,511,497	14,453,240	1,058,257	
期間中取崩額	0	0	0	
期間中積立額	30,000	3,003,000	△ 2,973,000	預金利息 30,000円、2009(平成21)年度 積立金 0円
当年度末残高	15,541,497	17,456,240	△ 1,914,743	

## 協議会規約改正について

### 1 会則の一部改正

#### (1) ブロック幹事自治体数について

会則第5条第2項第2号中「幹事2名」を「幹事1名以上」に改める。

#### (2) 協議会の経費について

会則第11条第1項中「及び全国大会の参加負担金」を削り、同条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とする。

### 2 改正時期

2009（平成21）年4月1日

日本非核宣言自治体協議会会則 新旧対象表

旧	新
<p>(名 称) 第 1 条 この会は、日本非核宣言自治体協議会 (以下「協議会」という。) という。</p> <p>(目 的) 第 2 条 この協議会は、非人道的核兵器の使用 が、人類と地球の破滅の危機をもたらすこと にかんがみ、生命の尊厳を保ち、人間らしく生活 できる真の平和実現に寄与するため、全国の自 治体さらには、全世界のすべての自治体に核兵 器廃絶、平和宣言を呼びかけるとともに、非核 都市宣言を実施した自治体間の協力体制を確 立することを目的とする。</p> <p>(組 織) 第 3 条 この協議会は、前条の目的に賛同する全 国の非核宣言自治体 (以下「会員」という。) をもって組織する。</p> <p>(事 業) 第 4 条 協議会は、第 2 条の目的を達成するため、 次に掲げる事業を行なう。 (1) 非核都市宣言に関する情報及び資料の収 集及び交換 (2) 非核都市宣言の呼びかけのために必要な 調査研究 (3) 非核都市宣言の呼びかけのための活動 (4) 前 3 号に掲げるもののほか協議会の目的 を達成するために必要な事業</p> <p>(役 員) 第 5 条 協議会に次の役員をおき、知事、市区町 村長をもって充てる。 会 長 1 名 副会長 5 名以内 幹 事 1 8 名以内 監 事 2 名 2 役員を選出は次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、及び監事は、役員会にお いて推薦する。 (2) 各ブロックから幹事 2 名を選出する。 (3) 役員は総会で決定する。 3 ブロックの構成は、会長が別に定める。 4 役員任期は 1 年とする。ただし、再任され ることができる。</p>	<p>(名 称) 第 1 条 (同左)</p> <p>(目 的) 第 2 条 (同左)</p> <p>(組 織) 第 3 条 (同左)</p> <p>(事 業) 第 4 条 (同左) (1) (同左) (2) (同左) (3) (同左) (4) (同左)</p> <p>(役 員) 第 5 条 (同左) 2 役員を選出は次のとおりとする。 (1) 会長、副会長、及び監事は、役員会にお いて推薦する。 (2) 各ブロックから幹事 1 名以上を選出す る。 (3) 役員は総会で決定する。 3 (同左) 4 (同左)</p>



旧	新
(役員の職務) 第 6 条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。	(役員の職務) 第 6 条 (同左)
2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する順位によりその職務を代理する。	2 (同左)
3 幹事は、協議会の運営を補佐するとともに所属するブロックの研修及び活性化に努める。	3 (同左)
4 監事は、会務の監査にあたる。	4 (同左)
(顧問) 第 7 条 協議会に顧問を置くことができる。	(顧問) 第 7 条 (同左)
2 会長は、役員会の承認を得て顧問を委嘱する。	2 (同左)
3 顧問は、協議会の総会に出席して意見を述べることができる。	3 (同左)
(事務局) 第 8 条 協議会の事務局は会長の自治体に置き、協議会の庶務及び会計を行なう。	(事務局) 第 8 条 (同左)
(会議) 第 9 条 協議会の会議は、総会及び役員会とする。	(会議) 第 9 条 (同左)
2 会議は会長が招集し、その議長となる。	2 (同左)
3 総会は、事業報告及び決算の承認、事業計画及び予算並びに重要事項について審議し、決定する。	3 (同左)
4 総会は、年 1 回の開催とする。ただし、必要により臨時に開くことができる。	4 (同左)
5 役員会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成し、総会にはかる重要事項等について審議するため、必要に応じて開催する。	5 (同左)
(会計年度) 第 10 条 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。	(会計年度) 第 10 条 (同左)
(経費) 第 11 条 協議会の経費は、 <u>分担金及び全国大会の参加負担金</u> をもって充てる。	(経費) 第 11 条 協議会の経費は、 <u>分担金を</u> もって充てる。
2 <u>会員が、全国大会に参加する場合は、参加負担金を納入しなければならない。</u>	2 <u>会員の分担金の額は、別表のとおりとし、その納入期日は、当該年度の 5 月 31 日までとする。</u>
3 <u>会員の分担金の額は、別表のとおりとし、その納入期日は、当該年度の 5 月 31 日までとする。</u>	
(雑則)	(雑則)

第 12 条 この会則に定めるもののほか協議会の運営について必要な事項は、会長が役員会と協議して定める。

附 則  
この会則は、昭和 59 年 8 月 5 日から施行する。

附 則  
この会則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則  
この会則は、昭和 61 年 8 月 5 日から施行する。

附 則  
この会則は、平成 2 年 8 月 8 日から施行する。

附 則  
この会則は、平成 4 年 8 月 5 日から施行する。

附 則  
この会則は、平成 9 年 8 月 5 日から施行する。

附 則  
この会則は、平成 11 年 8 月 5 日から施行する。

(別 表) 自治体分担金の額

区 分	分担金の額
都・道・府・県	80,000円
政令指定都市	80,000円
5万人以上の市及び特別区	60,000円
5万人未満の市及び特別区	40,000円
町・村	20,000円

第 12 条 (同左)

附 則  
この会則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(別 表) 同左

第4号議案

役員体制について

1 役員の退任

関東ブロック 東京都中野区、中部ブロック 愛知県津島市（退会）

2 新役員の就任

東北ブロック 宮城県美里町

2009(平成21)年度日本非核宣言自治体協議会役員自治体一覧(案)

(平成21年4月1日～平成22年3月31日)

役職名	所属ブロック名	自治体名	都道府県名	首長氏名
会長	九州	長崎市	長崎県	田上 富久
副会長	関東	藤沢市	神奈川県	海老根 靖典
	近畿	枚方市	大阪府	竹内 脩
	中国	広島市	広島県	秋葉 忠利
	中国	廿日市市	広島県	眞野 勝弘
	沖縄	那覇市	沖縄県	翁長 雄志
幹事	北海道	函館市	北海道	西尾 正範
	北海道	旭川市	北海道	西川 将人
	東北	美里町	宮城県	佐々木 功悦
	東北	秋田市	秋田県	穂積 志
	東北	山形市	山形県	市川 昭男
	関東	日野市	東京都	馬場 弘融
	中部	甲府市	山梨県	宮島 雅展
	中部	四日市市	三重県	田中 俊行
	近畿	八尾市	大阪府	田中 誠太
	中国	鳥取市	鳥取県	竹内 功
	中国	福山市	広島県	羽田 皓
	四国	高松市	香川県	大西 秀人
	四国	高知市	高知県	岡崎 誠也
	九州	大分市	大分県	釘宮 磐
	九州	宮崎市	宮崎県	津村 重光
	沖縄	北谷町	沖縄県	野国 昌春
	沖縄	南風原町	沖縄県	城間 俊安
監事	近畿	豊中市	大阪府	浅利 敬一郎
	近畿	高槻市	大阪府	奥本 務

第26回日本非核宣言自治体協議会総会決議（案）

広島と長崎が原子爆弾で破壊され、64年が過ぎようとしている。長く停滞していた核軍縮の取り組みに、オバマ米国大統領の登場により、今、新しい流れが現れてきた。

日本非核宣言自治体協議会は、地域住民を核兵器から守るために被爆国の自治体の連携を深めてきた。私たちは、政府だけに核兵器廃絶の取り組みを委ねるのではなく、自治体として、新しい流れを全力で支援していく。

本年8月、長崎市で「第7回平和市長会議総会」が開催される。来年2月には「第4回核兵器廃絶—地球市民集会ナガサキ」が予定されている。ふたつの会議は、世界の都市やNGO、市民団体との連携を強める好機となることが期待される。私たちは会議を積極的に支援して、国際世論の喚起に努めるとともに、2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議には、代表団を派遣し、私たち被爆国の自治体が、「核兵器のない未来を選ぶ」という意思を世界に明確に示したい。

また、NGOや市民団体、姉妹都市などとのネットワークを活用して原爆展を支援するなど、被爆の惨状を伝える努力も粘り強く続けていきたい。

オバマ米国大統領をはじめとして、核保有国の代表や、世界の指導者に、核兵器の真の脅威を知るための被爆地訪問を求めていく。核安全保障サミットなど、核保有国の代表が集まる会議が被爆地で開催されることを期待している。

私たちは、これまでも核兵器に頼らない安全保障確立のために「北東アジア地域非核兵器地帯」の創設を求めてきた。新しい潮流が北朝鮮に核兵器を廃棄させ、私たちが暮らしている地域から「核兵器のない世界」が実現していくことを心から願う。

日本非核宣言自治体協議会は、地域社会にしっかりと根を張り、市民の力で核兵器廃絶と世界の恒久平和が実現できるよう不断の努力を続けていくことをここに決議する。

2009（平成21）年5月19日

日本非核宣言自治体協議会

## 第6号議案

### 2010年核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けた活動について

- 1 期 間 2010年5月3日～5月28日（予定）
- 2 訪問先 米国ニューヨーク
- 3 参加都市 3都市程度を予定（会長のほうで役員都市と相談して決定）

#### 参考

1. 前回（2005年）の日本非核宣言自治体協議会の対応について  
ニューヨークで開催されたNPT再検討会議に代表団を派遣。
  - （1） 期 間：平成17（2005）年4月30日（土）～5月6日（金）
  - （2） 訪問先：米国 ニューヨーク市、国連本部
  - （3） 参加者：副会長（廿日市市、枚方市、藤沢市）、事務局（長崎市）
2. NPTの概要（外務省ホームページより抜粋）
  - （1）条約の成立及び締約国
    - （イ）核兵器の不拡散に関する条約（Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons:NPT）は、1968年7月1日に署名開放され、70年3月5日に発効（我が国は1970年2月署名、1976年6月批准。）。
    - （ロ）締約国は190ヶ国（2007年5月現在）。非締約国はインド、パキスタン、イスラエル。
  - （2）条約の目的と内容
    - （イ）核不拡散：  
米、露、英、仏、中の5ヶ国を「核兵器国」と定め、「核兵器国」以外への核兵器の拡散を防止。  
（参考）第9条3「この条約の適用上、「核兵器国」とは、1967年1月1日以前に核兵器その他の核爆発装置を製造しかつ爆発させた国をいう。」
    - （ロ）核軍縮：  
各締約国による誠実に核軍縮交渉を行う義務を規定（第6条）。
    - （ハ）原子力の平和的利用：  
右は締約国の「奪い得ない権利」と規定するとともに（第4条1）、原子力の平和的利用の軍事技術への転用を防止するため、非核兵器国が国際原子力機関（IAEA）の保障措置を受諾する義務を規定（第3条）。